

松江市次世代育成支援対策施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する次世代育成支援対策施設整備補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設（以下「障がい児施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、市が交付する補助金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「障がい児施設等」とは、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。

(補助の対象等)

第4条 補助金の名称、補助金の交付対象事業の内容、補助金の交付対象外経費、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市次世代育成支援対策施設整備補助金		
補助金の交付 対象事業の内 容	種類	整備区分	整備内容
	新設	創設	新たに施設を整備すること。
	修理	大規模修繕等	既存施設について取扱通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補

		<p>強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	<p>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p> <p>耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。</p>
拡張	拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
整備	スプリンクラー設備等整備	取扱通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について取扱通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防犯対策強化に係る整備	取扱通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。

		<p>応急仮設施設整備</p>	<p>取扱通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱について」により整備すること。</p>
		<p>避難スペース整備</p>	<p>取扱通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。</p>
<p>補助金の交付 対象外経費</p>	<p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用</p> <p>(3) 職員の宿舎に要する費用</p> <p>(4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用</p> <p>(5) その他施設整備費として適当と認められない費用</p>		
<p>補助金の交付 の率又は金額</p>	<p>松江市の整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付金交付要綱別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</p> <p>(2) (1)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に国交付金交付要綱別表1-4に定める市の負担割合3/4を乗じた額を算出する。</p> <p>(3) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(1)により算出した額</p>		

	と、(2)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。		
補助対象となる施設整備事業の種類	施設の種類	設置根拠等	設置主体
	児童福祉法に基づく施設等		
	ア 児童福祉施設（児童発達支援センターに限る。）	児童福祉法第35条第4項	児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等）
	イ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	

（申請書等の提出期日）

第5条 規則第4条第3項ただし書の規定により、この補助金に係る補助金等交付申請書その他の必要書類の提出は、市長が別に定める期日までに行うものとする。

（添付書類）

第6条 補助金に係る交付申請、着手届、変更交付申請、変更承認申請、完了届、実績報告及び交付請求の際には、次の各号に定める書類を速やかに提出するものとする。

(1) 補助金等交付申請書、補助金等変更交付申請書、補助事業等変更承認申請書

施設整備申請額内訳書（様式第1-1号）、事業計画書（様式第1-2号）及び事業費内訳書（様式第1-3号）

(2) 補助事業等着手届

施設整備に係る工事に着工したときは、工事着工報告書（様式第3号）

(3) 補助事業等完了届

消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）

(4) 補助事業等実績報告書

施設整備積算額内訳書（様式第2-1号）、事業実績報告書（様式第2-2号）、支出済事業費内訳書（様式第2-3号）及び工事契約金額報告書（様式第2-4号）

(5) 補助金等交付請求書

事業概況書（様式第6-1号）及び出来高査定書（様式第6-2号）
（概算払）

第7条 規則第14条第1項ただし書の規定により、この補助金は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付を受けた補助事業者は、規則に定めるもののほか、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間（事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化令」という。）第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日）まで保管しておくこと。
- (3) 規則第18条に定めるほか、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産について、適化令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 市長の承認を受けて第3号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合において、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該取消しに係る額を市に納付すること。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合、この補助金の交付を受けた補助事業者は、別紙様式

により当該仕入控除税額を速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月20日までに市に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合、前号の報告は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき行わなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(7) 市長は、第6号の報告があった場合は、当該仕入控除税額の額を上限として、既に交付した補助金について、その交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(10) 補助事業者が施設整備事業を行うに当たっては、平成30年4月18日付け福第48号松江市福祉部福祉総務課長通知「松江市社会福祉施設等整備に関する入札事務取扱要綱」によること。

(11) 補助事業者は、事業を行うに当たっては市内中小企業者への発注に努めること。

(12) 松江市ひとにやさしいまちづくり条例（平成20年6月26日松江市条例第36号）に基づき、整備基準に適合させること。

(13) この市補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人JKA 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(14) (1) から (13) により付した条件に違反した場合には、この市補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(工事の状況報告)

第9条 補助事業者は、施設整備に係る工事の進捗状況について、工事進捗状況報告書（様式第4号）により、12月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(年度終了実績報告)

第10条 事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日までに年度終了実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

様式第1-1号(第6条関係)

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備補助金申請額内訳

施設の種類

区分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B(≦A) 円	寄付金その 他の 収入額等 C 円	差引額 D(A-C) 円	選定額 E 円	交付基礎点数表による算定額				E×補助率とJを 比較して小さい 方 K 円	松江市補助基本 額 L(=K)×補助率 円	松江市補助所要 額 M(=L) 円
						定員 F	交付基礎点 数 G 点	基準点数 H(=F×G) 点	算定額 合計 J(=H)×1,000 円			
本体工事												
主体工事費												
小計												
小計												
計												

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (3) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 (4) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。
 (5) E欄及びJ欄～K欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (6) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。

1 補助金における実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 当該補助金による施設整備に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 _____ m^2
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- (オ) 建物の構造(____造)

- (注) 1 室ごとの室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお、拡張及び構造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。
 2 配置図及び各階の平面図を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- (イ) 建物の構造(____造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分((元号)〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- (イ) 建物の構造(____造)

- (注) 1 室ごとの室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 2 配置図及び各階の平面図を添付すること。

(2) 支出事業費総額

ア 主体工事費	_____	円
イ 工事事務費	_____	円
ウ 小計（本体工事費）	_____	円
エ 特殊附帯工事費	_____	円
オ 解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費		
（解体撤去工事費）	_____	円
（仮施設整備工事費）	_____	円
カ その他の工事費	_____	円
キ 地域交流スペース	_____	円
ク 合計	_____	円

(注) 工事費仕様書、支出工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮施設の使用期間

様式第 1 - 3 号 (第6条関係)

事業費内訳書

〇〇施設

区分	費目	員数	単価	金額	備考
補助対象事業費	建築工事費 〇〇工事 〇〇〇〇		円		
	附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 暖房設備工事 〇〇設備工事 〇〇〇〇工事 工事事務費 〇〇〇〇				
	小計				
補助対象外経費	用地買収費 事務雑費 〇〇〇〇				
	小計				
合計					

様式第2-1号(第6条関係)

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備補助金積算額内訳

施設の種類

区分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出額 B(≦A) 円	寄付金その 他の収入額 等 C 円	差引額 D(A-C)円	選定額 E 円	交付基礎点数表による算定額				E×補助率とJを 比較して小さい 方 K 円	松江市補助基本 額 L(=K)×補助率 円	松江市補助所要 額(交付決定額) M(=L) 円
						定員 F	交付基礎点 数 G 点	基準点数 H(=F×G)点	算定額 合計 J(=H)×1,000 円			
本体工事												
主体工事費												
小計												
小計												
計												

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (3) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 (4) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。
 (5) E欄及びJ欄～K欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (6) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。

1 補助金における実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 当該補助金による施設整備に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (オ) 建物の構造(____造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造(____造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分((元号)〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造(____造)

(2) 支出事業費総額

ア 主体工事費	_____ 円
イ 工事事務費	_____ 円
ウ 小計(本体工事費)	_____ 円
エ 特殊附帯工事費	_____ 円
オ 解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	

	(解体撤去工事費)	_____	円
	(仮施設整備工事費)	_____	円
カ	その他の工事費	_____	円
キ	地域交流スペース	_____	円
ク	合計	_____	円

(注) 工事費仕様書、支出工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写 (仮施設整備のみ)
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- 4 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書 (別紙第2-4号)

様式第2-3号(第6条関係)

支出済事業費内訳書

〇〇施設

区分	費目	員数	単価	金額	備考
補助対象事業費	建築工事費 〇〇工事 〇〇〇〇		円		
	附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 暖房設備工事 〇〇設備工事 〇〇〇〇工事				
	工事事務費 〇〇〇〇				
	小計				
補助対象外経費	用地買収費 事務雑費 〇〇〇〇				
	小計				
合計					

様式第 2 - 4 号 (第 6 条関係)

番 号
年 月 日

(あて先) 松江市長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者(委託者)社会福祉法人〇〇〇会と請負者(受託者)株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約)を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	(元号) 年 月 日	金 円
〇〇変更(追加)契約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円

別紙第 5 号（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

（あて先）松江市長

法人所在地、名称及び代表者

（元号） 年度松江市次世代育成支援対策施設整備補助金の年度終了実績
報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 4 条後段の規定により別紙のとおり報告する。

様式第 6-2 号 (第 6 条関係)

出 来 高 査 定 書

年 月 日

(補助事業者名) 様

設計監理事務所名

設計監理者氏名

印

査 定 す る 工 事 名 等

- 1 工事名
- 2 場 所
- 3 工 期
- 4 施工者

上記工事の 年 月 日現在の出来高を査定した結果、下記のとおりであることを証明します。

記

- | | | |
|---------|---------|----|
| 1 設計監理者 | | |
| 2 工事金額 | 補助対象事業費 | 円 |
| | (総事業費 | 円) |
| 3 出来高 | 補助対象分金額 | 円 |
| | (出来高率 | %) |

別紙第7号（第6条関係）

番 号
年 月 日

（あて先）松江市長

法人所在地、名称及び代表者

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度松江市次世代育成支援対策施設整備補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）第13条の規定による確定額または事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要松江市補助金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。※消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等